

横浜市南部汚泥資源化センター  
下水汚泥燃料化事業  
審査講評

平成 24 年 3 月 26 日

横浜市 P F I 事業審査委員会

はじめに

本審査講評は、横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業（以下「本事業」という。）に関して、横浜市PFI事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）におけるこれまでの審議の経過と結果について講評するものである。

審査委員会は、最優秀提案の選定に関する事項を審議・審査するため、横浜市（以下「市」という。）により設置された。

第1回審査委員会を平成23年2月16日に開催して以降、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に則して実施方針や入札説明書、落札者決定基準等について審議を重ねると共に、入札参加者の提案内容について厳正かつ公正な審査を行った。

本事業では2グループが入札参加資格確認審査を通過し、1グループから提案書が提出された。提案内容は、PFI手法の導入目的である民間の創意工夫・ノウハウの活用が十分に期待できるものであり、慎重に議論を重ねた上で、最優秀提案者として選定した。

最後に、入札参加者の熱意あるご努力に対して、心より敬意を表する次第である。

平成24年3月

#### 横浜市PFI事業審査委員会

委員長	宮本 和明	東京都市大学環境情報学部 教授
委員	櫻井 克信	一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会 専務理事
委員	佐土原 聡	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 教授
委員	張 櫻馨	横浜市立大学国際総合科学部 准教授
委員	中沢 均	地方共同法人日本下水道事業団技術戦略部 技術開発審議役兼国際室長
委員	松下 倫子	関東学院大学人間環境学部 教授

## 目次

第1	事業の概要	1
1	事業内容	1
第2	審査の方法	5
1	最優秀提案の選定方法	5
2	審査委員会の設置	5
3	審査の手順	5
4	審査の内容	7
第3	総合評価点の内容	9
1	審査項目及び配点	9
2	性能点の得点化方法	10
3	価格点の得点化方法	10
4	総合評価点の得点化方法	11
第4	審査委員会の開催及び審査の経緯	12
第5	審査結果	14
1	入札参加資格確認審査	14
2	入札時必要書類の確認	14
3	提案書審査	14
4	入札価格の確認	15
5	総合評価点の算出及び最優秀提案者の選定	16
6	VFM評価	17
第6	審査講評	18
1	入札参加者の提案に対する評価	18
2	入札参加者の提案に対する評価項目ごとの評価の理由	19
3	まとめ	20

## 第1 事業の概要

### 1 事業内容

#### (1) 事業名称

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業

#### (2) 事業場所

金沢区幸浦一丁目9番地 横浜市南部汚泥資源化センター内

#### (3) 対象となる公共施設等

横浜市南部汚泥資源化センター 下水汚泥燃料化施設

#### (4) 公共施設等の管理者の名称

横浜市長 林 文子

#### (5) 事業の目的

市では、11か所の水再生センターで発生する汚泥を、北部汚泥資源化センター及び南部汚泥資源化センターの2か所の資源化センターにて処理している。南部汚泥資源化センターでは、3基の汚泥焼却炉が稼働しているが、そのうち3号炉については平成元年11月稼働開始後、約22年経過しており、設備の老朽化が進み更新が必要となっている。

本事業の目的は、当該焼却炉の更新を行うにあたり、地球温暖化対策及び資源の有効利用の観点から下水処理の最終過程で発生する生成物の有効利用を行うための燃料化施設を整備し、管理運営を行うことである。また、事業の実施にあたっては民間事業者の独自技術や創意工夫を活用することで、より経済的で環境負荷の軽減に配慮した事業とする。

#### (6) 事業内容

##### ア 事業対象

汚泥焼却炉3号炉を燃料化施設（以下「本施設」という。）に更新する。対象地は汚泥焼却炉2号炉の跡地であり、汚泥焼却炉2号炉の解体も事業に含めるものとする。

##### イ 事業の方式

選定事業者が本施設の設計、建設を行った後、市に所有権を移転し、事業期間終了までの間、本施設の管理運営を行うBTO方式（Build Transfer Operate）とする。

## ウ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 48 年 3 月 31 日までとする。

## エ 業務範囲

選定事業者が行う本事業の業務範囲は次のとおりである。

- (ア) 設計及び建設段階
  - a 設計に関する業務
    - (a) 既存汚泥焼却炉 2 号炉の解体及び本施設の整備にかかわる事前調査及びその関連業務
    - (b) 設計業務及びその関連業務（許認可手続等）
    - (c) 各種申請に関する業務（社会資本整備総合交付金の申請手続支援含む）
  - b 建設に関する業務
    - (a) 既存汚泥焼却炉 2 号炉及び関連機器類の解体業務  
※ 2 号炉管理棟及び汚泥ピットは継続利用する（解体撤去対象外）。
    - (b) 建築工事
    - (c) 土木工事
    - (d) 機械設備工事
    - (e) 電気設備工事
    - (f) 工事監理
    - (g) 各種申請に関する業務（社会資本整備総合交付金の申請手続支援含む）
    - (h) 市への所有権移転業務
    - (i) その他本事業を実施する上で必要な工事及び業務
- (イ) 管理運営段階
  - a 保全管理業務
  - b 保守点検業務
  - c 修繕業務
  - d 消化脱水汚泥及び分離液脱水汚泥（以下「消化汚泥等」という。）の受入業務
  - e 運転管理業務
  - f 物品等の調達管理業務
  - g 温水供給業務
  - h 燃料化物の購入・販売及び運搬業務
  - i 燃料化物の有効利用業務
  - j 市等への連絡・報告業務
  - k 事業場所の清掃業務

- l 副産物の引渡業務
- m 本施設見学者の対応に関する協力
- n その他本事業を実施する上で必要な業務

(ウ) 全段階

- a 統括マネジメント業務

## オ 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は、次のとおりである。

(ア) 市からのサービスの対価

- a 設計に関する業務及び建設に関する業務の対価（サービス購入料A1、A2）

市は本施設の設計に関する業務及び建設に関する業務の対価について、市への所有権移転後、事業期間終了までの間、PFI法第10条第1項に基づいて市と選定事業者の間で締結する事業契約（以下「事業契約」という。）に定める額を支払う。

本事業は社会資本整備総合交付金の適用を予定している。このため交付金が市に交付（従来制度における類似事業の場合、55%程度の国費率であったが、交付金対象範囲は国との協議により交付金申請時に決まる。）される場合、設計に関する業務及び建設に関する業務の対価のうち交付金対象となる費用については、事業年度ごとの出来高に応じて分割で支払う予定である。

当該年度の出来高に基づく支払額は、横浜市契約規則（昭和39年横浜市規則第59号）第79条に基づき計算する。

また、選定事業者が前払保証を行うことにより、選定事業者は設計に関する業務の対価については当該年度に支払われる額の3割、建設に関する業務の対価については当該年度に支払われる額の4割までの前払いを受けることができる。

- b 管理運営の対価（サービス購入料B1、B2、B3、B4）

市は管理運営業務の対価について、市への所有権移転後、事業期間終了までの間、事業契約に定めるとおりに支払う。

なお、燃料化物の購入の対価については、選定事業者が市へ支払う。燃料価格の変動による単価の見直しについては、入札説明書「別紙2 燃料化物の単価改定」に示すとおりである。また、将来燃料化物に関する環境価値が現在の想定を超えて変動した場合には、燃料化物の購入の対価について、市と選定事業者の間で協議を行う。

サービス対価の区分		内容
設計に関する業務及び建設に関する業務の対価	サービス購入料A 1	設計及び建設の対価の交付金相当
	サービス購入料A 2	上記A 1 以外の設計及び建設の対価
管理運営の対価	サービス購入料B 1	固定費（修繕費、ユーティリティは除く）
	サービス購入料B 2	変動費（修繕費、ユーティリティは除く）
	サービス購入料B 3	修繕費
	サービス購入料B 4	ユーティリティ費

(イ) 選定事業者の燃料化物販売による収入

燃料化物は有効利用先への販売を前提とし、当該販売による収入は、直接選定事業者の収入とする。

カ 選定事業者の市への主な支払い

市から供給される電力、上水等のユーティリティに関しては、その費用を市へ支払う。詳細は入札説明書の別紙3「ユーティリティ費の支払方法」に示すとおりである。また、管理運営段階での副産物の処理費用については、入札説明書の別紙4「副産物の処理及び支払方法」に示すとおりである。

(7) 事業スケジュール（予定）

事業のスケジュール（予定）は次のとおりである。

基本協定の締結	平成 24 年 3 月
事業契約の締結	平成 24 年 5 月
本施設の設計及び建設期間	平成 24 年 5 月～平成 28 年 3 月
本施設の引渡し及び所有権移転期限	平成 28 年 3 月
本施設の管理運営開始	平成 28 年 4 月
事業終了	平成 48 年 3 月 31 日

## 第2 審査の方法

### 1 最優秀提案の選定方法

本事業を実施する選定事業者には本施設の設計、建設及び管理運営に関する技術やノウハウが求められるため、最優秀提案者の選定にあたっては、入札価格のほか、設計、建設、管理運営、事業計画等に関する提案内容を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式によって行うこととした。

### 2 審査委員会の設置

最優秀提案の選定にあたっては、公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うため、学識経験者等で構成する審査委員会により審査を行った。

審査委員会は次の6名で構成された。

	氏名	所属・役職
委員長	宮本 和明	東京都市大学環境情報学部 教授
委員	櫻井 克信	一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会 専務理事
委員	佐土原 聡	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 教授
委員	張 櫻馨	横浜市立大学国際総合科学部 准教授
委員	中沢 均	地方共同法人日本下水道事業団技術戦略部 技術開発審議役兼国際室長
委員	松下 倫子	関東学院大学人間環境学部 教授

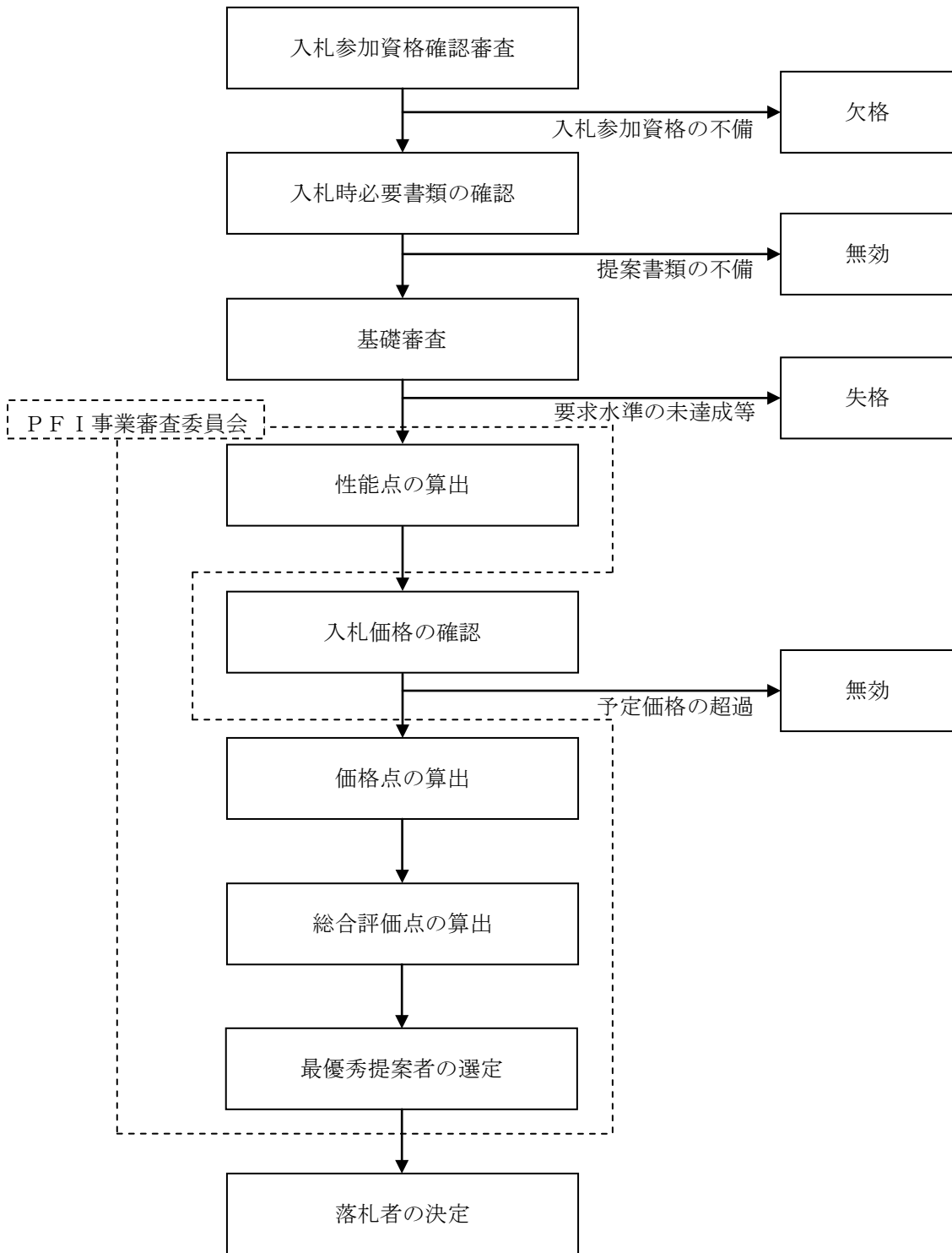
(備考：敬称略、委員長以外は五十音順)

### 3 審査の手順

最優秀提案の選定は、落札者決定基準に従い、入札参加資格の確認を行った後、提案審査を実施し、総合評価により最優秀提案を選定することとした。

審査の手順は次のフロー図のとおりである。





## 4 審査の内容

### (1) 入札参加資格の確認

#### ア 入札参加資格確認書類の確認

市は、入札参加者に求めた入札参加資格確認書類がすべて揃っていることを確認し、書類不備の場合は欠格とすることとした。

#### イ 入札参加資格の確認

市は、入札参加者から入札参加資格確認申請書と同時に提出される入札参加資格確認書類をもとに、入札参加者が入札公告時に示した参加資格を具備しているかを確認することとした。

参加資格を確認できない場合は欠格とすることとした。

### (2) 入札時必要書類の確認

市は、入札参加者に求めた必要書類（入札書類及び提案書類）がすべて揃っていることを確認することとした。

書類不備の場合は無効とすることとした。

### (3) 基礎審査

市は、当該入札参加者から提出された提案書類の各様式に記載された内容が、入札説明書等に記載された要件を満たしていること及び要求水準書において定める性能や仕様等の水準を満たしていることを確認することとした。

これらの要件又は水準を明らかに満たしていないと判断された場合は、その入札参加者は失格とすることとした。

### (4) 性能点の算出

基礎審査において、要件を満たしていると認められた入札参加者の提案のうち性能について、審査委員会において評価を行うこととした。

この性能の評価においては、入札参加者から提出された提案書類の各様式に記載された内容を、「第3-2.」に示す審査項目ごとの視点から審査を行い、審査項目ごとに得点を「性能点」として付与することとした。

### (5) 入札価格の確認

市は、入札参加者が提出する入札書に記載された入札価格が、予定価格の範囲内であ

ることを確認することとした。

予定価格を超える場合は無効とすることとした。

**(6) 価格点の算出**

審査委員会は、入札価格に基づき算出される得点を「価格点」として付与することとした。

**(7) 総合評価点の算出および最優秀提案者の選定**

審査委員会は、入札参加者の性能点及び価格点の合計点数を「総合評価点」として算出することとし、最優秀提案者を選定した。

**(8) 最優秀提案者の選定**

審査委員会は、各入札参加者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者を選定することとした。

### 第3 総合評価点の内容

#### 1 審査項目及び配点

性能点及び価格点の審査項目及び配点は、次のとおりである。

各配点は市が本事業において期待する事項の必要性及び重要性を勘案して設定した。

NO.	項目		配点
1	温室効果ガスの削減量		20
小計①			20
2	事業計画	マネジメント体制	6
3		代表企業、構成員及び協力会社の実績等	6
4		燃料化物の有効利用業務にあたる者の確実性	10
5		モニタリング	10
6		リスク管理	10
7		地域の活性化	10
8		資金調達計画	7
9		事業収支計画	7
10		設計及び建設	解体・撤去計画
11	安定的な運転		16
12	大規模修繕に対する配慮		6
13	省エネルギー対策		4
14	施設の施工実績等		10
15	計画年間処理量(年間受入能力)		6
16	環境への配慮		6
17	施工計画		5
18	施設の早期稼働		2
19	周辺環境への配慮		2
20	建設副産物の扱い	3	
21	管理運営	通常時の体制	14
22		燃料化施設における危機管理	6
23		有効利用業務における危機管理	8
24		保全・保守点検・修繕計画	10
25		燃料化物の安全管理	4
26		環境への配慮	3
27		副産物の減量	2
28		見学者への対応	2
小計②			180
A 性能点(小計①+小計②)			200
入札価格1(設計に関する業務、建設に関する業務及び管理運営に係る対価)			
入札価格2(燃料化物の購入対価)			
評価価格=入札価格1-入札価格2			
B 価格点			100
総合評価点(A+B)			300

## 2 性能点の得点化方法

性能点は、入札参加者からの提案事項に関して、評価項目ごとに評価を行って算出した評価点の合計とした。評価の方法は以下のとおりである。なお、評価点は、小数点第三位を四捨五入し、小数点第二位まで算出することとした。

### (1) 定量的な評価が可能な項目

以下の算定式により評価点を算出することとした。

$$\text{評価点} = (\text{提案値} \div \text{各提案の最大値}) \times \text{配点}$$

### (2) 定量的な評価ができない項目

評価の視点に基づき、次の5段階の評価を行い、評価点を算出することとした。

評価ランク	判断基準	評価点の算出方法
A	提案内容が特に優れている	配点×1.00
B	AとCの間	配点×0.75
C	提案内容が優れている	配点×0.50
D	CとEの間	配点×0.25
E	要求水準の規定どおり	配点×0.00

## 3 価格点の得点化方法

以下の算定式により得点を付与することとした。なお、得点は、小数点第三位を四捨五入し、小数点第二位まで算出することとした。

$$\text{価格点} = (\text{最も低い評価価格} \div \text{各入札参加者の評価価格}) \times \text{価格点の配点 (100点)}$$

※評価価格は、入札書（様式 4-1）の「設計に関する業務、建設に関する業務及び管理運営に係る対価」から「燃料化物の購入対価」を控除したものとすることとした。

#### 4 総合評価点の得点化方法

以下の算定式により得点を付与することとした。

総合評価点＝性能点（200点満点）＋価格点（100点満点）

#### 第4 審査委員会の開催及び審査の経緯

審査委員会の開催及び審査の経緯は、以下の日程に示すとおりである。

日程	内容
平成23年2月16日	第1回審査委員会 審議内容：実施方針について 要求水準書（案）について モニタリング基本計画（案）について
平成23年2月24日	実施方針、要求水準書（案）、モニタリング基本計画（案）の公表
平成23年3月9日～ 平成23年3月22日	実施方針等への質問及び意見等の受付
平成23年4月13日	実施方針等への質問回答の公表
平成23年6月13日	第2回審査委員会 審議内容：特定事業の選定について
平成23年6月20日	特定事業の選定の公表
平成23年7月21日	第3回審査委員会 審議内容：入札説明書等について
平成23年8月2日	入札公告、入札説明書、要求水準書、モニタリング基本計画、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）の公表
平成23年8月16日～ 平成23年8月23日	入札説明書等に関する質問の受付（第一次）
平成23年9月14日	入札説明書等に関する質問への回答公表（第一次） （先行回答）
平成23年9月16日	入札説明書等に関する質問への回答公表（第一次） （追加回答）
平成23年9月20日～ 平成23年9月29日	入札説明書等に関する質問の受付（第二次）
平成23年10月18日	入札説明書等に関する質問への回答公表（第二次）
平成23年10月24日～ 平成23年10月28日	入札参加資格確認申請書の受付
平成23年11月4、6日	入札参加資格確認結果の通知
平成23年11月22日～ 平成23年11月29日	入札書類及び提案書類の受付

平成 23 年 12 月 26 日	第 4 回審査委員会 審議内容：基礎審査通過者へのヒアリング等
平成 24 年 2 月 16 日	第 5 回審査委員会 審議内容：最優秀提案者の選定 開札



## 第5 審査結果

### 1 入札参加資格確認審査

#### (1) 入札参加資格確認書類の確認

平成23年8月2日付で入札公告した本事業については、平成23年10月24日～10月28日の間に2グループから入札参加資格確認申請書等が提出された。市は、入札参加者に求めた入札参加資格確認書類が全て揃っていることを確認した。

#### (2) 入札参加資格確認審査

市は、入札参加者から入札参加資格確認申請書と同時に提出される入札参加資格確認書類をもとに、入札参加者が入札公告時に示した参加資格を具備しているか確認し、入札参加資格があることを確認した。

#### (3) 入札参加資格確認審査の結果通知

市は、平成23年11月4、6日に入札参加資格確認審査の結果を各グループにそれぞれ通知した。なお、参加した2グループにアルファベットを無作為に記して、企業名等を伏せたかたちでその後の審査を行った。

#### ■ 入札参加資格確認書類を提出した入札参加者

グループ名	代表企業名	構成員	協力企業	結果
Nグループ	・電源開発株式会社	・月島機械株式会社 ・月島テクノメンテサービズ株式会社 ・バイオコールプラントサービス株式会社	・太平洋セメント株式会社	審査通過
Kグループ	・三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社	・バイオ燃料株式会社		審査通過

### 2 入札時必要書類の確認

市は、Nグループについて、入札参加者に求めた入札書類及び提案書類が全て揃っていることを確認した。また、Kグループについては、平成23年11月29日付で入札辞退届が提出された。

### 3 提案書審査

#### (1) 基礎審査

市は、提出された提案書類の各様式に記載された内容が、入札説明書等に記載された要件を満たしていること及び要求水準書において定める性能や仕様等の水準を満たしていることを確認した。

#### (2) 定量化審査

基礎審査において、要件を満たしていると認められたNグループの提案について、審査委員会において定量化審査を行った。

定量化審査に先立ち、Nグループに提案趣旨に関するヒアリングを実施した。

定量化審査においては、入札参加者から提出された提案書類の各様式に記載された内容について、審査項目ごとに落札者決定基準に示された評価の視点から審査を行い、項目ごとに得点を付与することとした。審査委員会は提案内容に関する意見交換、議論を行い、これらを踏まえ、Nグループの提案書の審査項目、配点及び得点化方法に基づき評価を実施し、審査委員会としての性能点を決定した。

### 4 入札価格の確認

平成 24 年 2 月 16 日に開札を行い、市は、入札書に記載された入札価格について、入札価格が予定価格の範囲内であることを確認した。

## 5 総合評価点の算出及び最優秀提案者の選定

審査委員会は、定量化審査で決定した性能点と価格点を合計して、総合評価点を算出した結果、Nグループを最優秀提案者として選定した。

### ■総合評価点の結果

NO.	項目	配点	Nグループ
1	温室効果ガスの削減量	20	20
小計①		20	20
2	事業計画	マネジメント体制	6 C 3.00
3		代表企業、構成員及び協力会社の実績等	6 C 3.00
4		燃料化物の有効利用業務にあたる者の確実性	10 B 7.50
5		モニタリング	10 C 5.00
6		リスク管理	10 B 7.50
7		地域の活性化	10 D 2.50
8		資金調達計画	7 C 3.50
9		事業収支計画	7 C 3.50
10	設計及び建設	解体・撤去計画	5 C 2.50
11		安定的な運転	16 B 12.00
12		大規模修繕に対する配慮	6 D 1.50
13		省エネルギー対策	4 C 2.00
14		施設の施工実績等	10 C 5.00
15		計画年間処理量(年間受入能力)	6 C 3.00
16		環境への配慮	6 C 3.00
17		施工計画	5 D 1.25
18		施設の早期稼働	2 E 0.00
19		周辺環境への配慮	2 D 0.50
20	建設副産物の扱い	3 C 1.50	
21	管理運営	通常時の体制	14 C 7.00
22		燃料化施設における危機管理	6 B 4.50
23		有効利用業務における危機管理	8 B 6.00
24		保全・保守点検・修繕計画	10 B 7.50
25		燃料化物の安全管理	4 B 3.00
26		環境への配慮	3 D 0.75
27		副産物の減量	2 D 0.50
28		見学者への対応	2 C 1.00
小計②		180	98.00
A 性能点(小計①+小計②)		200	118.00
入札価格1(設計に関する業務、建設に関する業務及び管理運営に係る対価)			14,229,415,080円
入札価格2(燃料化物の購入対価)			143,160,000円
評価価格=入札価格1-入札価格2			14,086,255,080円
B 価格点		100	100.00
総合評価点(A+B)		300	218.00

## 6 VFM評価

最優秀提案者の入札価格をもとにしたVFM評価は、以下のとおりである。

	P S C 現在価値	P F I - L C C 現在価値	V F M
最優秀提案者の入札価格	11,186 百万円	8,858 百万円	20.8%

## 第6 審査講評

### 1 入札参加者の提案に対する評価

提案に対する審査委員会の評価は以下のとおりである。

#### (1) 事業計画に関する事項

燃料化物の有効利用業務にあたる者の確実性については、経営基盤が安定しており、かつ、バイオマス燃料の利用実績を有する複数の企業が提案されており、優れた提案として評価できる。

また、リスク管理についても、想定されるリスクと対応策が具体的に提案されており、優れた提案として評価できる。

地域の活性化については、本事業の実施を通じた地域への貢献に関して複数の提案がなされている。

#### (2) 設計及び建設に関する事項

安定的な運転を行うために、消化汚泥等の性状の変動を想定し、Nグループが持つ経験を踏まえた上で具体的な提案がなされていた。

省エネルギー対策については、余剰蒸気の活用などに関する提案がなされていた。

また、提案のあった燃料化方式には施工実績及び技術認証があり評価できる。

供用開始時期を踏まえた堅実な計画が提案されているが、稼働時期については要求水準のとおりとなっている。

#### (3) 管理運営に関する事項

燃料化施設における危機管理については、緊急事態を未然に防ぐための具体的な方法や緊急事態発生時の配備・連絡体制及び対応方法が提案されている。

有効利用業務における危機管理については、複数の利用先が確保され、広域的なリスクにも対応できている。

保全・保守点検・修繕計画については、各業務に関し、システムの導入などの工夫が具体的に提案されていることに加えて、修繕計画や材料・材質の見直し等による大規模修繕を要しない工夫がされており、優れた提案として評価できる。

燃料化物の安全管理については、実証実験等からの知見を活かした対策や対応が技術的に高いレベルで提案された上、各段階における設備上の安全対策についても具体的な提案がなされており、優れた提案として評価できる。

## 2 入札参加者の提案に対する評価項目ごとの評価の理由

	評価項目	評価	評価の理由
事業計画に関する事項	マネジメント体制	C	・責任分担が明記され、指揮命令系統について実効性が期待できる提案がなされている。
	代表企業、構成員及び協力会社の実績等	C	・各業務を担当する企業は下水汚泥燃料化事業の実績を複数有しており評価できる。
	燃料化物の有効利用業務にあたる者の確実性	B	・経営基盤が安定した2つの企業が有効利用業務を行う体制が提案されている。 ・有効利用業務にあたる企業は、バイオマス燃料の利用実績を有しており、バイオマス燃料の利用に積極的に取り組んでいる。
	モニタリング	C	・関係者連絡会議等を設置するなど、セルフモニタリングの方法について具体的な提案がある。
	リスク管理	B	・リスクを詳細かつ具体的に想定している。 ・リスクに対する発生の抑制方法や対応策について具体的に提案している。
	地域の活性化	D	・本事業の実施を通じた地域への貢献に関して複数の提案がなされている。
	資金調達計画	C	・計画通りに資金調達計画を行うための裏付けが明記されており、その確実性が高いものと評価できる。
	事業収支計画	C	・安定性を重視した事業収支計画がなされており、不測の資金需要への対応に関する工夫の提案がなされている。
設計及び建設に関する事項	解体・撤去計画	C	・他施設との取り合い、ダイオキシン対策等の解体・撤去に際して配慮された提案がなされている。
	安定的な運転	B	・消化汚泥等の性状の変動を想定した提案がなされている。 ・安定的な運転を行うために、経験を踏まえた具体的な提案がなされている。
	大規模修繕に対する配慮	D	・建設当初から設備情報に関する管理システムを導入することが評価できる。
	省エネルギー対策	C	・余剰蒸気の活用などの省エネルギー対策に関する提案がなされている。
	施設の施工実績等	C	・施工実績及び技術認証があり評価できる。
	計画年間処理量（年間受入能力）	C	・主要機器における適切な余裕率が設定されていることが評価できる。
	環境への配慮	C	・塩化水素とダイオキシン類について、規制基準値より厳しい自主基準値を設けており評価できる。
	施工計画	D	・施設の稼働時期については、要求水準どおり。

	施設の早期稼働	E	・早期稼働については提案されていない。
	周辺環境への配慮	D	・騒音対策、振動対策、塵埃対策について提案がなされている。
	建設副産物の扱い	C	・リサイクルや減量化について具体的な提案がなされている。
管理運営に関する事項	通常時の体制	C	・管理運営を円滑に行うために各種管理システムの導入が提案され、各体制についての具体的な内容が提案されている。
	燃料化施設における危機管理	B	・緊急事態発生時の配備・連絡体制及び対応方法について提案されている。 ・故障を未然に防ぐための具体的な方法について提案がなされている。
	有効利用業務における危機管理	B	・有効利用先が複数提案されており評価できる。
	保全・保守点検・修繕計画	B	・各業務について、システムの導入などの工夫が具体的に提案されている。 ・修繕計画や材料・材質の見直し等による大規模修繕を要しない工夫が評価できる。
	燃料化物の安全管理	B	・実証実験等からの知見を活かした対策や対応が評価できる。 ・各段階における設備上の安全対策について、具体的に提案がなされている。
	環境への配慮	D	・有効利用先における環境への配慮について評価できる。
	副産物の減量	D	・副産物の積極的な再利用による減量化が評価できる。
	見学者への対応	C	・パンフレットや見学者の案内方法について、具体的な提案がなされている。

### 3 まとめ

最終的に提案があったのは 1 グループであったが、本事業の目的をよく理解し、事業計画、施設の設計・建設、管理運営の各段階において、民間事業者の独自技術や創意工夫が盛り込まれた良質な提案であった。本事業をよりよいものとするために、さらなる具体化等が望まれる事項はあるものの、すべての評価項目において予め設定した要求水準以上の評価であり、本事業に対する N グループの熱意が感じられた。あわせて、VFMについても約 20% 確保されており、市として、良い調達ができたと評価できる。

今後、N グループが設立する特別目的会社と市で事業契約が行われ、事業として開始されることとなるが、長い事業期間中には社会情勢の変化なども想定される。これらに対しては、市と N グループで対等なパートナーシップを前提とした協力体制を構築し、解決策を見出し、本事業を成功へと導いていてもらいたい。

最後に、本事業は市民生活において重要なサービスの提供業務であるので、提案を踏まえ、事業がしっかりと推進されていくことを望むものである。